

群馬県におけるいじめ問題対策推進について

【事業内容】

家庭・地域と連携した「児童生徒によるいじめ防止活動」の推進

1 目的

群馬県いじめ防止基本方針に基づき、県内のすべての学校における、児童生徒による自主的ないじめ防止活動を支援することを通して、いじめを許さない気持ちや態度を育てるとともに、いじめの未然防止に資する。

2 これまでの取組

《平成 25 年度》

(取組の重点)

児童生徒が自分たちの力でいじめをなくす活動（児童会活動や生徒会活動を中心とした特別活動の充実）を積極的に推進することにより、児童生徒にいじめを許さない意識と態度を育て、学校に「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを見て見ぬ振りをしない」をいう気運を醸成する。

「いじめ防止フォーラム」 平成 25 年 6 月～7 月 県内 12 地区で開催

・参加学校数：合計 424 校（内訳：小学校 165 校、中学校 162 校、高等学校 82 校、特別支援学校 13 校 中等教育学校 2 校）

「いじめ防止サミット」 平成 25 年 8 月 18 日（日） 群馬会館で開催

・参加児童生徒：123 名（小学生：36 名、中学生 39 名、高校生 48 名）

「ぐんまの子ども『いじめ防止宣言』」の策定

《平成 26 年度》

(取組の重点)

これまで各校が実践してきた児童生徒のいじめ防止活動を家庭・地域に積極的に公開し、理解を促進するとともに、発達段階に応じて、児童生徒と保護者・地域住民がいじめの問題について話し合ったり、共に実践活動をしたりして、いじめ防止に対する気運を一層高めていく。

「いじめ防止フォーラム」 平成 26 年 6 月～11 月 県内 12 地区で開催

・参加学校数 合計 428 校（内訳 小学校 161 校、中学校 161 校、高等学校 92 校、特別支援学校 12 校、中等教育学校 2 校）

《平成 27 年度事業》

(取組の重点)

いじめ防止宣言の具現化を目指して、各校が実践してきた児童生徒のいじめ防止活動を家庭・地域に積極的に発信し、理解を促進するとともに、発達段階に応じて、児童生徒と保護者・地域住民がいじめの問題について話し合ったり、共に実践活動をしたりして、いじめ防止に対する気運を一層高めていく。

「いじめ防止フォーラム」 平成 27 年 6 月～10 月 県内 12 地区で開催中

児童生徒の主体的取組

- 4月 各学校でいじめ防止計画を作成
- 5月 春のいじめ防止強化月間
・学級、学校でいじめ防止活動を展開
- 6月 いじめ防止フォーラム
～
・12地区の全中高及び小学校、特別支援
- 11月 学校の代表、保護者、地域住民が参加
(意見交換) 中高生徒指導対策協議会
- 12月 冬のいじめ防止強化月間
・道徳や学級活動での授業実践
- 1月 いじめ防止子ども会議
・市町村教育委員会主催「いじめ防止子ども会議」等への参加(小中学生)
- 2月 いじめ対策の取組状況調査
・学校での取組状況を検証
・次年度へ向けた課題を明確化

地域・保護者と連携した取組

- 6月 いじめ問題連絡会議
・各教育事務所で学校、保護者、地域住民関係団体等が情報交換・協議
- 6月 いじめ防止フォーラム
～
・12地区の全中高及び小学校、特別支援
- 11月 学校の代表、保護者、地域住民が参加
(意見交換) 中高生徒指導対策協議会
- 2月 いじめ問題連絡会議
・各教育事務所で学校、保護者、地域住民関係団体等が情報交換・協議

県の「いじめ対策事業」

